

第3期大野市総合戦略

令和8年3月

福井県 大野市

目次

1 基本的な考え方	1
1.1 背景と目的	1
1.2 総合計画との関係及び位置付け	2
1.3 総合戦略の期間	2
2 将来像と基本目標	3
2.1 目指すべき将来像（地域ビジョン）	3
2.2 戦略推進の基本的方針	3
2.3 基本目標と施策の基本的方向	4
2.4 戦略推進の基本的視点	5
3 総合戦略の体系	6
3.1 総合戦略の体系図	6
3.2 総合戦略の基本目標と総合計画の施策の対応一覧	7
4 基本目標別の施策・指標	8
基本目標1 稼ぐ力を育み、持続的に広がる地域経済の循環	8
基本目標2 安心して住み続けられる生活環境の充実	12
基本目標3 一人一人が輝き、つながりが広がる地域社会の形成	17

1 基本的な考え方

1.1 背景と目的

わが国では、人口減少や少子化・高齢化が進行しており、将来的には世界に類を見ない極めて急激な人口の減少が懸念されています。

少子化・高齢化の進行に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、国では、平成26年にまち・ひと・しごと創生法が制定され、人口の現状と将来の展望を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されました。

また、地方公共団体においては、同法に基づく「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」を策定し、地方創生や人口減少対策の取組を進めてきました。

これまでの取組により、一定の成果が見られる分野がある一方で、人口減少や少子化・高齢化、東京圏への一極集中の流れを変えるまでには至らず、地方創生は引き続き重要な政策課題となっています。

こうした中、国においては、これまで約10年間にわたる地方創生の取組の成果と課題を踏まえ、今後10年間を見据えた地方創生の方向性として、「地方創生2.0基本構想（令和7年6月13日閣議決定）」を取りまとめました。この基本構想では、当面は人口・生産年齢人口が減少するという事態を正面から受け止めた上で、人口規模が縮小しても経済成長し、社会を機能させる適応策を講じていくこと、若者や女性にも選ばれる地域づくりを進めること、異なる要素の連携による新たな価値の創出を図ること、AI・デジタルなどの新技術を徹底的に活用し社会実装を進めること、都市と地方の共生関係の強化や人材循環を促進すること、さらには好事例を普遍化し地域の多様な主体が連携する取組を広げていくことを基本姿勢・視点として示しています。

さらに、これらの方向性を具体的な施策として推進するため、まち・ひと・しごと創生法に基づく「地方創生に関する総合戦略（令和7年12月23日閣議決定）」（以下、「国の総合戦略」という。）が策定され、地方創生2.0基本構想において示された目指す姿や基本姿勢・視点を踏まえつつ、これまでの地方創生の取組をフォローアップするとともに、地方創生施策の推進戦略が整理されています。

大野市においても、人口減少や少子化・高齢化の進行という課題を背景に、これまで「大野市人口ビジョン」及び「大野市総合戦略」を策定し、産学官金労言等の多様な主体と協働・連携しながら、地方創生に関する取組を進めてきました。

これまでの取組による成果と課題を踏まえるとともに、国の地方創生の新たな方向性を的確に捉え、さらなる地方創生や人口減少対策に戦略的に取り組んでいくことを目的として、「大野市人口ビジョン」を改訂するとともに、これらを踏まえた「第3期大野市総合戦略」を策定します。

1.2 総合計画との関係及び位置付け

大野市では、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間を計画期間とし、まちづくりの目標と方向を示す市の最上位計画として、第六次大野市総合計画を策定しました。

この総合計画では、大野市民憲章と大野市教育理念を恒久的なまちづくり、人づくりの理念としながら、令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の考えを取り入れ、目指す10年後のまちの将来像を「人がつながり地域がつながる 住み続けたい結のまち」と定め、六つの基本目標の下、さまざまな施策に取り組んでいます。

また、令和8（2026）年度からは、後期5年間の施策の基本的方向を示す第六次大野市総合計画後期基本計画に基づき、将来像の実現に向けた取組を進めていきます。

総合戦略は、こうした総合計画との整合を図りつつ、地方創生・人口減少対策に特化した施策を取りまとめた計画として位置付けます。

1.3 総合戦略の期間

令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。

2 将来像と基本目標

2.1 目指すべき将来像（地域ビジョン）

総合戦略は、総合計画に掲げる将来像「人がつながり地域がつながる 住み続けたい結のまち」を目指して、多様な取組を進めていきます。

第六次大野市総合計画の『将来像』の意図

「結」という言葉には、昔から、農作業や冠婚葬祭などのさまざまな仕事をお互いに助け合う習慣の意味があり、今もこの精神が人々に受け継がれています。これからも、先人が大切にしてきた「結の心」を持ち続けながら、人と人がつながる、人と地域がつながる、地域と地域がつながるまちを目指します。

また、中部縦貫自動車道県内全線開通や北陸新幹線県内延伸などで、人や物の流れが大きく変化し、中京圏や首都圏などとのつながりが強くなることが期待されることから、高速交通体系の大きな変化に対する未来への希望も表しています。

そして、今後、人口減少と少子化、高齢化が進む非常に厳しい状況においても、大野市が「ずっと住み続けたい持続可能なまち」であり続けたいという強い気持ちを込めています。

2.2 戦略推進の基本的方針

国の総合戦略における目標、総合計画におけるまちづくりの趣旨を踏まえて、総合戦略を推進するに当たっての基本的な方針は、人口減少を直視し、人口の維持・増加に向けた施策と人口の減少に適応していく施策の両面から総合的に展開していくこととします。

国の総合戦略におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標※（抜粋）

- 人口減少が進む中であっても、我が国の成長力を維持していくためには、都市も地方も、そして性別や世代を問わず、楽しく、安心・安全に暮らせる持続可能な社会を創っていく必要がある。
- 地方創生2.0は、国と共に、地域の住民や産官学金労言士等が一体となって実現を目指すものであり、『みんなで取り組むもの』、『みんなで実現を目指す社会像』である。そのため、目指す姿を共有し、共通の理解の下で進められることが重要である。

※国の総合戦略において、「まち・ひと・しごと創生に関する目標」（法第8条第2項第1号）は、地方創生2.0基本構想の第3章「1. 目指す姿」で示したとおりとすると示されています。

第六次大野市総合計画の将来像（抜粋）

人口減少や少子化、高齢化が急速に進んでいる大野市において、将来にわたって持続可能なまちづくりを実現するためには、市民や団体、企業、行政がそれぞれの力を結集し、あらゆる方策に取り組むことが重要です。

2.3 基本目標と施策の基本的方向

国の総合戦略を勘案するとともに、第六次大野市総合計画後期基本計画の施策との整合を図りながら、一定のまとまりの政策分野における基本目標と施策の基本的方向を、次のとおりとします。

基本目標	内容・施策の基本的方向
<p><基本目標1> 稼ぐ力を育み、 持続的に広がる 地域経済の循環</p>	<p>中部縦貫自動車道が東海北陸自動車道と結ばれ、新たな経済活動の広がりが期待される中で、地域資源の活用やDX¹をはじめとする新技術の導入により付加価値を高め、地域の稼ぐ力の向上を図ります。</p> <p>また、人材の確保と育成、創業や企業の進出を促進することで、仕事と雇用を生み出し、持続的な地域経済の循環につなげます。</p> <p><施策の基本的方向></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地域資源と新技術を生かした稼ぐ力の向上 ② 新たな挑戦と交流の広がりによる稼ぐ力の創出 ③ 稼ぐ力を支える人材の確保と育成
<p><基本目標2> 安心して 住み続けられる 生活環境の充実</p>	<p>子育て、医療、介護、福祉など、暮らしを支えるサービスを確保するとともに、防災・減災の取組を強化し、誰もが安心して暮らせる基盤の充実を図ります。</p> <p>また、地域における支え合いの仕組みづくりやデジタル技術の活用などを通じて、住み続けられる生活環境の充実と暮らしの満足感の向上につなげます。</p> <p><施策の基本的方向></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 暮らしを支える生活機能の確保 ② 安全・安心を守る防災・減災基盤の確保 ③ 暮らしの満足感の向上
<p><基本目標3> 一人一人が輝き、 つながりが広がる 地域社会の形成</p>	<p>誰もがイキイキと暮らせ、学びや関わりを通じて輝き、地域とのつながりを育み、市内外との関係が広がる地域づくりを進めます。</p> <p><施策の基本的方向></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 多様な立場を尊重し、誰もがイキイキと暮らせる地域 ② 学びや地域との関わりを通じて、つながりが育つ地域 ③ 人が往来し、関係が広がる地域

¹ DX：デジタル技術を活用して仕事や仕組みを変革し、より便利で効率的な形にすることです。

2.4 戦略推進の基本的視点

第六次大野市総合計画後期基本計画では、SDGs の推進、ウェルビーイングの向上、ジェンダーギャップの緩和、シェアリングエコノミーの推進を、計画推進の基本的視点として位置付けています。これらの視点は、地方創生・人口減少対策に取り組む上でも重要な視点であることから、総合戦略の推進に当たっても、同様に基本的視点として位置付けます。

第六次大野市総合計画後期基本計画 計画推進の基本的視点（抜粋）

1 計画推進の基本的視点

後期基本計画の策定に当たっては、全体を通して次の視点を重視し、施策を検討してきました。計画の推進に当たっても、これらの視点を念頭に置き、施策を展開します。

(1) 第六次大野市総合計画における基本的視点

SDGs の推進

国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」は、令和 12(2030)年を期限とする長期的な国際目標です。第六次大野市総合計画に掲げる施策と SDGs の目標（ゴール）を関連付け、市民や団体、企業、行政など多様な主体が連携して施策を展開することで、SDGs を推進し、将来にわたって持続可能なまちを目指します。

(2) 後期基本計画で新たに取り入れる基本的視点

ウェルビーイングの向上

「ウェルビーイング」とは、個人や社会のよい状態、心身ともに満たされた状態を指す言葉です。このウェルビーイングを測る指標を、市民の幸福度や暮らしの満足度を測るものさしとして組み入れ、住み続けたいまちづくり、イキイキと暮らせるまちづくりの進捗を把握し、施策の改善や新たな施策の展開につなげていきます。

ジェンダーギャップの緩和

「ジェンダーギャップの緩和」とは、男女の性別によって生じる格差をなくしていくことです。性別による格差や無意識の思い込みなどは、地方から女性や若者が流出する要因の一つとして挙げられています。

多様な考え方や特性の違いを尊重しながら取組を進め、女性や若者をはじめ、誰もがもっとイキイキと暮らすことができるまちづくりにつなげていきます。

シェアリングエコノミーの推進

「シェアリングエコノミー」とは、個人や企業などが持つモノや場所、スキルなどの資源を、必要な人に提供したり、共有したりする新しい経済の仕組みです。

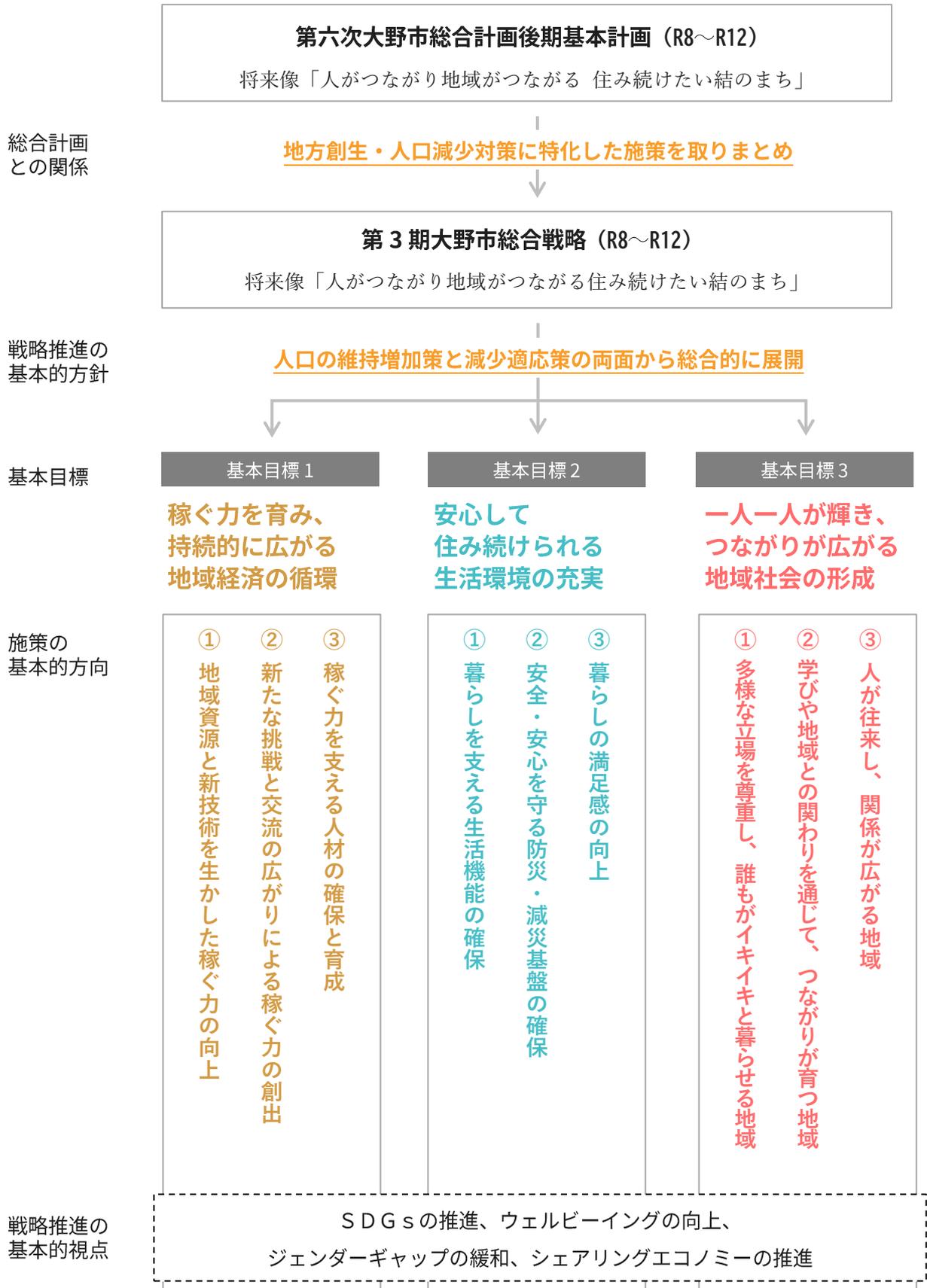
住民による共助型の移動支援、家庭で余っている食品を寄附し食品ロスを削減するフードドライブ[※]の取組、副業の推進などが挙げられます。

人口が減少する中、限られた資源を有効に活用するとともに、資源の共有や助け合いを通じて人と人との関わりを創出し、持続可能なまちづくりにつなげていきます。

[※]フードドライブ：家庭などで余っている食材を持ち寄り、福祉団体などを通じて必要としている人や団体などに寄附する活動です。

3 総合戦略の体系

3.1 総合戦略の体系図



3.2 総合戦略の基本目標と総合計画の施策の対応一覧

第六次大野市総合計画後期基本計画		第3期大野市総合戦略	基本目標1 稼ぐ力を育み、持続的に広がる地域経済の循環	基本目標2 安心して住み続けられる生活環境の充実	基本目標3 一人一人が輝き、つながりが広がる地域社会の形成
項目	施策の柱				
1 子育て	1 ニーズに応じた保育・子育てサービスの充実 2 家庭や職場、地域における子育て環境の整備 3 若者支援と情報発信			○ ○ ○	
2 学び	1 探究と協働による学びの推進 2 安心して学び楽しめる場の充実 3 地域と一体となった体験・学びの推進				○ ○
3 健康・医療	1 健康づくりと予防への参加促進 2 地域医療体制の確保と新たな健康課題への対応			○ ○	
4 地域福祉	1 地域が主体の福祉の推進 2 高齢者・障がい者の生活支援の充実 3 地域で支える福祉・医療・介護体制の構築		○		
5 スポーツ	1 「する、みる、ささえる、しる」スポーツの推進 2 競技力向上の促進 3 快適なスポーツ環境の提供		○		
6 農業	1 農業者の育成と支援 2 農地の維持と継承 3 農林水産物の魅力向上と販売支援		○ ○ ○		
7 林業	1 森林の適正管理の推進 2 林業従事者の確保と育成 3 林産物の生産と環境整備の推進		○ ○ ○		
8 観光業	1 周遊滞在型観光の推進と戦略的プロモーション 2 持続可能な観光運営と地域経済の活性化		○ ○		
9 商工業	1 事業者の稼ぐ力の向上と創業・事業承継の支援 2 道の駅の魅力向上とまちなかの賑わい創出		○ ○		
10 働く環境	1 多様な人材の雇用促進 2 人材育成の支援と働く環境の向上 3 企業誘致と働く場の創出		○ ○ ○		○
11 自然環境・脱炭素	1 脱炭素化の推進 2 ごみ減量化・資源化の促進 3 環境保全活動と公害対策の推進		○ ○ ○		
12 水環境	1 安全で持続可能な水資源の確保 2 環境教育の推進と水文化の継承 3 汚水処理施設の整備・最適化と普及の促進			○ ○	
13 生活環境	1 生活サービス機能の維持と良好な景観の形成 2 安全で快適な住宅環境の確保 3 安全で持続可能な生活インフラの確保		○	○ ○ ○	
14 消防・減災	1 災害対応体制の強化と迅速な初動対応 2 災害対応力の向上と避難・支援体制の整備 3 治水対策とインフラの強化			○ ○ ○	
15 道路	1 安全で快適な道路環境の整備 2 広域道路ネットワークの整備		○	○ ○	
16 交通・移動	1 移動手段の確保・維持 2 公共交通の利便性の向上と利用促進			○ ○	
17 ひと・地域	1 市民協働による住民自治の促進 2 市民の学びと交流の場づくり 3 多様性の尊重と多文化共生の促進			○	○
18 防災力・防犯力	1 地域防災力の強化と担い手の育成 2 雪・火災・空き家への備えと対応 3 暮らしの安全確保と被害の防止			○ ○ ○	
19 文化	1 文化活動の促進 2 文化財の保存と活用によるまちづくり		○ ○	○	○
20 移住定住	1 移住定住の情報発信と支援の強化 2 住まいの確保と充実を支援				○ ○
21 情報共有	1 市民向け広報の充実と情報発信力の強化 2 市民参加の促進と施策への反映 3 地域の魅力の発信強化		○		○
22 協働・連携	1 多様な主体との協働・連携の創出 2 地域間交流の促進			○	○ ○
23 市民サービス	1 行政手続のオンライン化推進とデジタル利用支援 2 マイナンバーカードを活用した行政サービスの充実 3 公共料金・税のデジタル利用促進			○ ○	
24 行財政	1 持続可能な行政経営と財源の確保 2 行政のデジタル化と業務効率の向上 3 職員力と組織力の強化		○	○	

(○関連する施策)

4 基本目標別の施策・指標

基本目標1 稼ぐ力を育み、持続的に広がる地域経済の循環

中部縦貫自動車道が東海北陸自動車道と結ばれ、新たな経済活動の広がりが見込まれる中で、地域資源の活用やDXをはじめとする新技術の導入により付加価値を高め、地域の稼ぐ力の向上を図ります。

また、人材の確保と育成、創業や企業の進出を促進することで、仕事と雇用を生み出し、持続的な地域経済の循環につなげます。

<施策の基本的方向>

- ① 地域資源と新技術を生かした稼ぐ力の向上
- ② 新たな挑戦と交流の広がりによる稼ぐ力の創出
- ③ 稼ぐ力を支える人材の確保と育成

<具体的な施策>

※末尾の【】内は、第六次大野市総合計画後期基本計画の施策の柱の番号と主な取組

① 地域資源と新技術を生かした稼ぐ力の向上

- 交流人口の拡大を図るため、越前大野名水マラソンの開催や、地域資源を活用したスキーやカヌー、登山などのスポーツツーリズムを促進します。【5-1 スポーツツーリズムの促進】
- 認定農業者や集落営農組織など担い手農家²が継続的に農業経営できるよう、スマート農業³の導入や後継者確保に向けた取組などを関係機関・団体と連携しながら支援します。【6-1 担い手農家・集落営農組織・新規就農者への支援】
- 農地が将来にわたって適切に活用されるよう、農地の有効利用を促進し、農業者の営農活動や集落での農地保全のための活動、地域づくり活動を支援します。【6-2 中小農家への営農支援】
- 米や特産作物などの高付加価値化を進め、道の駅やふるさと納税返礼品、越前おおの農林楽舎などの多様な販売先を提供し、越前おおの産農林水産物の生産と販売を促進します。【6-3 農林水産物の生産・販売の促進】
- 緑化活動の啓発や自然体験学習などの環境保全活動を通じて、森林の多面的機能の重要性について普及啓発に取り組みます。【7-1 自然環境教育や環境保全の活動】
- 森林施業を効率化するため、ドローンをはじめICT⁴を活用したスマート林業⁵の導入を促進します。【7-1 スマート林業の促進】
- 観光客に訴求力のある城下町や名水、星空、恐竜化石、食文化などの観光資源を継続して磨き上げます。【8-1 観光資源を活用した誘客と情報発信】

² 担い手農家：農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村から「農業経営改善計画」の認定を受けた認定農業者や、「青年等就農計画」の認定を受けた認定新規就農者に加え、農地の受け皿となっている集落営農組織などの農業者のことです。

³ スマート農業：ドローンや自動運転をはじめ、ロボット技術やICT、AIなどの先端技術を活用し、農作業の効率化や身体的負担の軽減、経営管理の合理化によって生産性を向上させる農業のことです。

⁴ ICT：Information and Communication Technology（情報通信技術）の略で、情報を扱ったり伝えたりする技術全般を指します。

⁵ スマート林業：ICTやロボットなどの先端技術を活用して、森林管理や林業の省力化、経営の効率化などを図る林業のことです。

- 六呂師高原の活性化に向けて、県や事業者と連携し、「六呂師高原開発計画」に基づく取組の推進や、星空や自然を生かした観光コンテンツの開発に取り組みます。**【8-1 六呂師高原の活性化】**
- 外国人観光客の誘客に向けて、事業者や近隣自治体と連携して受け入れ環境の充実や情報発信の強化を図ります。**【8-1 観光資源を活用した誘客と情報発信】**
- 地域経済の活性化に向けて、(一財)越前おおの観光ビューローの運営体制の強化を支援し、観光関連事業者や関係団体等との連携を進め観光を通じた稼ぐ力の向上に取り組みます。**【8-2 越前おおの観光ビューローへの支援】**
- 事業者の稼ぐ力の向上につなげるため、天空の城 越前大野城や日本一美しい星空、九頭竜の恐竜・化石、北陸最大級の道の駅「越前おおの 荒島の郷」など魅力ある地域資源や素材を活用した商品開発や新たなビジネスの創出などの取組を支援します。**【9-1 商品開発への支援、販路拡大への支援】**
- ふるさと納税ポータルサイトにおいて地場産品やサービス、体験メニューの情報発信を強化するとともに、インターネットやSNSを活用した事業者の販路拡大などを支援します。**【9-1 ふるさと納税の推進】**
- 道の駅に魅力ある商品を揃えるため、産直の会や出店者協議会と情報共有や意見交換を行い、農林水産物や観光資源などを活用した商品開発に取り組む会員を支援します。**【9-2 産直の会出荷者への支援】**
- 労働生産性の向上や賃上げを図るため、中小企業が行う先端設備などの導入を支援するとともに、国や県のDX化支援策の活用を促進します。**【10-2 労働生産性の向上・賃上げの促進】**
- 家庭や事業所における省エネ設備や再エネの活用を促進するとともに、市は率先して公共施設のCO₂削減に取り組みます。**【11-1 省エネ・再エネ利用の促進と啓発】**
- 企業や団体と連携し、廃棄される資源の有効活用を図る取組を推進します。**【11-2 企業等連携による資源循環の促進】**
- 自然環境や生物多様性⁶への関心を高めるため、豊かな自然を活用した体験学習や自然観察会を行います。**【11-3 自然体験機会の提供と希少種の保護】**
- 景観形成地区⁷において住民が主体となった景観づくりを促進するため、制度の周知や各地区のまちづくり協定に基づく建築物の外観改修などを支援します。**【13-1 景観形成地区を中心とした良好な景観形成】**
- 七間通りについて、歩行者の安全を確保するとともに、快適な道路空間となるよう再整備します。整備に当たっては、まちなか観光にふさわしい景観となるよう配慮します。**【15-1 七間通りの再整備】**
- COCONO アートプレイスにおいてアーティストによる定期的なイベントやワークショップを開催するとともに、地域活動団体や観光関係者とも連携して、市民や観光客がアートに楽しく触れられる機会を提供します。**【19-1 文化体験機会の提供】**
- 文化財の価値と魅力を見出し、その保存と活用、情報発信を通して、人づくりやまちづくりに生かしていきます。**【19-2 文化財の調査・研究、19-2 文化財の活用による人づくり・まちづくりの推進】**
- 化石と地層の調査・研究を進め、その調査・研究成果の情報発信や活用を推進します。**【19-2 化石に関する調査・研究、19-2 文化財の活用による人づくり・まちづくりの推進】**

⁶ 生物多様性：さまざまな生態系があり、生きものの種類の違いや、同じ種類の中での違いがあることです。

⁷ 景観形成地区：良好な景観を守り育てるため、特に景観づくりが重要と認められた地域を指定した区域で、現在、七間通り、五番通り、寺町通りの3地区が指定されています。この地区で建物を建てるなどときは、景観法と大野市景観条例に基づく届出が必要です。

- 中部縦貫自動車道の県内全線開通に向けて、福井県や周辺自治体と連携し、中京圏を中心に、中部縦貫自動車道の利便性や、天空の城 越前大野城や日本一美しい星空、九頭竜の恐竜・化石、北陸最大級の道の駅「越前おおの 荒島の郷」といった魅力をPRします。

【21-3 魅力的な地域資源のPR】

- 市全体のDXの取組をリードする職員を育成するため、研修の受講をはじめデジタルに関する知識や技能の習得を進めます。**【24-2 デジタル人材の育成（再掲1-③）】**

② 新たな挑戦と交流の広がりによる稼ぐ力の創出

- 新規就農者が安定的に農業を営めるよう、関係機関・団体と連携しながら就農前、就農後に必要な就農計画等の作成や資金面、営農面に対して支援します。

【6-1 担い手農家・集落営農組織・新規就農者への支援】

- 創業や事業承継⁸を促進するため、大野商工会議所や金融機関などと連携した相談体制を構築し支援につなげます。**【9-1 創業・事業承継への支援】**
- 企業の安定した経営や、創業の促進のため、金融機関と連携して社会情勢に応じて制度融資の改善を図ることで、事業資金や初期費用の調達を支援します。**【9-1 創業・事業承継への支援】**
- まちなかの賑わいを創出するため、まちなかの現状や課題を整理し、関係機関・団体と連携を図り、まちなかへの出店支援に加え、空き家活用など新たな取組を検討します。

【9-2 まちなかへの出店支援】

- 魅力ある企業の誘致に向けて、中部縦貫自動車道の県内全線開通によるアクセス向上と災害に強い立地性、企業立地助成金や雇用促進奨励金などの支援制度により、物流やIT関連をはじめリスク分散を検討する企業などに誘致活動を展開します。**【10-3 魅力ある企業の誘致】**

③ 稼ぐ力を支える人材の確保と育成

- 福祉人材の育成や確保のための支援を継続します。**【4-3 福祉人材の育成・確保】**
- 越前おおの産農林水産物の魅力を実感できるよう、地産地消の取組や食育活動を推進します。**【6-3 地産地消と食育活動の推進】**
- 労働力を安定的に確保できるよう、林業従事者の福祉の向上や新規林業従事者の確保と育成を支援します。**【7-2 林業従事者の福祉向上と人材確保・育成支援】**
- 特用林産物のキノコやオウレンの生産を持続可能にするため、生産者の確保と技術の伝承を促進します。**【7-3 特用林産物の生産振興と技術伝承の促進】**
- 若者や女性の企業への就職を促進するため、伝わりやすい媒体やツールを活用した企業の魅力発信や企業説明会への出展、育児休業の取得などを支援します。**【10-1 企業の魅力発信・向上への支援】**
- (公社)大野市シルバー人材センターや関係団体と連携し、企業における高齢者や外国人、副業人材など、多様な人材の確保を支援します。**【10-1 多様な人材確保への支援（再掲3-①）】**

⁸ 事業承継：親族や従業員、または第三者を後継者として、先代の経営権や資産だけでなく、理念やノウハウも含めて会社の事業を引き継ぐことです。

- 「大野市働く人にやさしい企業⁹」や「大野市子育て世代にやさしい企業¹⁰」の認定を受けた企業をPRし、多様な人材の確保を支援します。【10-1 多様な人材確保への支援】
- 国や県、大野商工会議所などの関係機関・団体と連携して、企業が求める人材育成を支援します。
【10-2 人材育成への支援】
- 「大野市働く人にやさしい企業」や「大野市子育て世代にやさしい企業」の認定制度を通して、企業の労働環境の改善を促進し、企業による子育てと仕事を両立できる環境づくりの取組を支援します。【10-2 子育てと仕事の両立支援】
- 市全体のDXの取組をリードする職員を育成するため、研修の受講をはじめデジタルに関する知識や技能の習得を進めます。【24-2 デジタル人材の育成（再掲1-①）】

<数値目標と施策の重要業績評価指標>

数値目標	基準値(R6年度)	目標値(R12年度)	説明
道の駅産直の会商品売上高	205 百万円	252 百万円	道の駅での魅力的な商品の提供や生産者の収入の状況を測る指標で、商品売上高の増加を目指します。
ふるさと納税寄附額	276 百万円	348 百万円	ふるさと納税を通じた販路拡大の状況を測る指標で、寄附額の増加を目指します。

重要業績評価指標(KPI)	基準値(R6年度)	目標値(R12年度)	説明
担い手への農地の集積率	80.5%	82.8%	農地の集積により効率的な営農が行われていることを測る指標で、集積率の向上を目指します。
宿泊延べ人数	85,000 人泊	105,000 人泊	宿泊施設の利用状況を測る指標で、宿泊者数の増加を目指します。
創業者数（累計）	—	20 件	市の支援策を活用した創業の状況を測る指標で、創業者数の増加を目指します。

⁹ 大野市働く人にやさしい企業：働きやすく魅力ある職場環境づくりに取り組む市内の企業を、市が認定する制度です。

¹⁰ 大野市子育て世代にやさしい企業：子育てと仕事を両立しやすい職場環境づくりに取り組む市内の企業を、市が認定する制度です。

基本目標 2 安心して住み続けられる生活環境の充実

子育て、医療、介護、福祉など、暮らしを支えるサービスを確保するとともに、防災・減災の取組を強化し、誰もが安心して暮らせる基盤の充実を図ります。また、地域における支え合いの仕組みづくりやデジタル技術の活用などを通じて、住み続けられる生活環境の充実と暮らしの満足感の向上につなげます。

＜施策の基本的方向＞

- ① 暮らしを支える生活機能の確保
- ② 安全・安心を守る防災・減災基盤の確保
- ③ 暮らしの満足感の向上

＜具体的な施策＞

※末尾の【】内は、第六次大野市総合計画後期基本計画の施策の柱の番号と主な取組

① 暮らしを支える生活機能の確保

- 地下水の利用と保全を図るため、井戸枯れや地下水汚染への備えと対応を強化するとともに、地下水の観測・調査・研究を継続的に取り組みます。【12-1 地下水調査とリスク管理の強化】
- 健全な水循環を維持するため、森林や農地が持つ多面的機能を生かし水源の涵養に取り組みます。【12-1 水田湛水】
- 公共下水道の整備を進め、未整備地域を解消します。【12-3 公共下水道の整備】
- 効率的で安定した汚水処理事業を進めるため、農業集落排水処理施設や浄化センターの最適化と、各施設の計画的な更新を実施します。【12-3 汚水処理施設の最適化】
- 市民の暮らしを支えるため、まちなかにおける生活サービス機能を維持し、暮らし続けることができるまちづくりを推進します。【13-1 コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり¹¹（再掲2-③）】
- 将来のあり方を見据えた都市公園施設の適正化と長寿命化を推進します。
【13-3 都市公園等の保全と適正な維持管理】
- 人口規模に合わせた水道施設の計画的な更新を進め、簡易水道料金の適正な改定を行うことにより、安全で安心な水道水を持続的に供給します。【13-3 水道施設の最適化と計画的な更新】
- 老朽化した橋梁や道路舗装、消雪施設などの道路施設の維持更新に必要な予算を確保し、計画的な補修や更新により安全性を確保します。【15-1 市道の適正・効率的な維持管理と安全確保】
- 除雪オペレーターの免許取得への支援や異業種からの参入を促進することで、除雪作業に必要な人員を確保し、持続可能な除雪体制を整備します。【15-1 除雪オペレーターの免許取得への支援】
- 一般国道 158 号境寺・計石バイパス、一般国道 157 号大野市・勝山市間の 4 車線化、一般県道皿谷大野線については、市民や関係機関と協力して、早期整備や予算確保を国や県に要望します。【15-2 幹線道路の早期整備と早期完成に向けた要望活動】

¹¹ コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり：人口減少や高齢化が進む中で、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業などの生活機能を確保し、高齢者も安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して進めるコンパクトなまちづくりのことで。

- 令和 11 年春に開通を予定する中部縦貫自動車道県内全線の日も早い開通の実現に向けて、関係機関・団体と協力して、早期整備や予算の確保を関係機関に要望します。【15-2 中部縦貫自動車道県内全線開通に向けた要望活動】
- 市内公共交通の運行効果を継続的に検証し、最適な公共交通体系の構築を図ります。
【16-1 最適な公共交通体系の構築】
- J R 越美北線と広域路線バス、市営バスは、事業者と関係機関・団体が連携することにより、ダイヤやサービスをお互いに補完し、利便性の向上と移動手段の確保を図ります。
【16-1 広域公共交通の確保・維持】
- 広域路線バスは、事業者と関係機関・団体が連携し、運行経費や運転手確保に向けた取組に対し支援します。【16-1 交通事業の担い手の確保・維持への支援】
- 地域住民による共助型の移動支援の取組を促進するため、ニーズの把握や運行体制の検証など伴走型の支援を実施します。【16-1 共助型移動支援の取組への支援】
- 公共交通の利便性向上と利用促進を図るため、デジタル技術を活用した取組やふくい M a a S¹²との連携事業などに取り組みます。【16-2 利用しやすい環境の整備】
- 文化活動を行う団体に施設を利用してもらい、その使用感に関する意見を聴取した結果を踏まえ、必要な補修や備品を整備し、施設の文化活動利用を促進します。【19-1 文化施設の環境整備と活用】
- ふくい嶺北連携中枢都市圏¹³や一部事務組合¹⁴などの広域連携を通じて、地域の活性化や市民サービスの提供を効果的に進めるとともに、行政事務の効率化を図ります。
【22-1 連携中枢都市圏による連携事業の推進、22-1 近隣自治体等との連携の推進】
- 複合化や集約化による施設の適正配置を推進するとともに、民間による活用が可能な施設は売却や貸付などを進め、有効活用が困難な施設や老朽化により安全性が確保できない施設は除却を進め、施設総量の縮減を図ります。【24-1 公共施設の最適化】

② 安全・安心を守る防災・減災基盤の確保

- 住宅の耐震化を図るため、低コストである耐震シェルター¹⁵の設置や木造住宅の耐震改修を支援します。【13-2 住宅・建築物の耐震化の促進】
- 中部縦貫自動車道の県内全線開通を見据えて、関係機関との連携による消防出場体制と広域的な災害対応体制の構築を進めます。【14-1 広域的な災害対応体制の構築】
- 市街地への耐震性防火水槽¹⁶の整備、消防車両の適切な維持管理と計画的な車両更新により迅速な災害対応体制を強化します。【14-1 耐震性防火水槽の整備促進、14-1 消防車両の適切な維持管理】
- 大規模災害に備えた災害廃棄物の適正な処理体制を維持します。【14-1 災害廃棄物の適正な処理】

¹² MaaS：Mobility as a Service（モビリティ・アズ・ア・サービス）の略で、複数の公共交通や移動サービスを組み合わせ、その他のサービスとも連携し、検索・予約・決済などをまとめて行える仕組みです。

¹³ ふくい嶺北連携中枢都市圏：福井市を中心とした嶺北 11 市町（福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町）からなる広域連携の組織で、平成 31 年 4 月に連携協約を締結しました。

¹⁴ 一部事務組合：地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体のことで、福井県市町総合事務組合や大野・勝山地区広域行政事務組合などが該当します。

¹⁵ 耐震シェルター：地震で家が倒壊しても中にいる人の安全を守るため、住宅の一部に設置される木材や鉄骨で作られた強固な箱型の空間です。

¹⁶ 耐震性防火水槽：地震などの大規模災害時にも使用できるよう、耐震構造を備えた防火用の水槽です。

- 消防団員の減少や高齢化に対応するため、女性や若年層が参加しやすい仕組みや柔軟な活動形態を検討し、持続可能な消防団体制を構築します。【14-2 持続可能な消防団体制の構築】
- 備蓄品や資機材の計画的な更新を進めるとともに、要配慮者や女性など多様な視点を踏まえ、避難所での良好な生活環境の確保に努めます。【14-2 防災備蓄品・資機材の計画的な更新】
- 福祉避難所¹⁷への避難を必要とする人が、直接避難できる仕組みづくりを進めます。
【14-2 福祉避難所への避難体制の構築】
- 河川改修や堤防の強化、田んぼダムの活用による流域治水対策を推進します。
【14-3 河川堤防等の整備と維持管理】
- 災害時に配水機能を維持し、避難所をはじめ重要施設に安定して給水できるよう水道施設の耐震化を進めます。【14-3 給水施設の耐震化】
- 自主防災組織¹⁸の機能強化と災害対応力の向上に向けて、災害に備えたタイムライン¹⁹の作成や避難訓練などの活動を支援します。【18-1 タイムライン作成や避難訓練などの活動支援】
- 地震や水害など有事の際に迅速な対応ができるよう、自主防災組織と消防団の定期的な情報共有を進め、役割分担を確認するための訓練を行います。【18-1 自主防災組織と消防団の合同訓練の促進】
- 自主防災組織や各種防犯団体等の高齢化や担い手不足を解消するため、若年層への啓発活動や研修会の開催などにより、新たなメンバーの獲得とリーダーの育成を図ります。
【18-1 自主防災組織等の担い手の確保・育成】

③ 暮らしの満足感の向上

- こども家庭センターにおいて、子育てに関する伴走型の相談支援と専門職による包括的な支援を行います。【1-1 子育てに関する伴走型の相談支援】
- 放課後に児童が安心して過ごせるよう、市内全域で放課後児童指導員を配置した放課後児童クラブの実施を目指します。【1-1 放課後預かり体制の整備、1-1 安全安心な放課後居場所づくり】
- 子育てや家事と仕事の両立に対する女性への負担を軽減するため、夫婦が協力して子育てや家事に取り組む意識を高めるとともに、保護者の負担を軽減するための支援や仕組みを整え、社会全体で子育てを支援します。【1-2 子育てと仕事の両立支援】
- 結婚を望む人が安心してその選択をできるよう、県や企業、団体と連携して若者の交流機会を拡大するとともに、地域全体で家庭形成を後押しする環境づくりを進めます。【1-3 若者の交流・活動の促進と結婚希望者への支援】
- さまざまな媒体を活用して子育て支援の情報を発信するとともに、若者や子育て世代が意見を伝えられる機会を設けます。【1-3 子育て支援情報の発信と広聴機会の確保】

¹⁷ 福祉避難所： 高齢者や障がい者など、一般の避難所での生活が難しい人や特別な支援が必要な人と、その家族などを受け入れるために開設される避難所です。

¹⁸ 自主防災組織： 住民が自治会や地域ごとに協力し、地域ぐるみで防災活動を行うための組織です。日頃から災害に備えた取組を行うほか、災害時には被害を減らすための活動を行います。

¹⁹ タイムライン： 台風や大雨などの災害に備えて、「いつ」「誰が」「何をするか」をあらかじめ時系列でまとめておく防災行動計画のことです。個人が作成する「マイタイムライン」や、地域で作成する「コミュニティタイムライン」があります。

- 地域医療体制を確保するため、医療施策を担当する県や（一社）大野市医師会などとの連携を強化し、安心して医療が受けられる体制を確保するとともに、広報紙やホームページ、SNSなどを活用して、かかりつけ医の必要性や医療に関する正しい情報を発信します。

【3-2 地域医療体制の確保】

- 子育てや仕事で忙しい現役世代、身体的・社会的に通院が難しい高齢者に対して、医療分野のDX化と合わせて、オンライン診療の知識の普及と使いやすい仕組みづくりに取り組みます。**【3-2 地域医療体制の確保】**

- 市民が安心して暮らせる医療体制を確保するため、へき地での医療や、休日に急な病気やケガの応急的な診療を行う施設として、和泉診療所や休日急患診療所を運営します。

【3-2 地域医療体制の確保】

- 高齢者の生きがいや地域交流を促進するため、老人クラブ連合会や地区のサロンなどの活動を支援します。**【4-1 高齢者交流活動の促進】**

- 地域住民が担い手となって活躍できるよう、住民主体の見守りや声掛け、買い物、移動支援などの活動を支援します。**【4-1 住民主体の生活支援サービス体制の充実】**

- 地域共生社会の実現に向けて、民生委員・児童委員など地域福祉の担い手同士や関係機関・団体との連携を強化します。**【4-1 民生委員・児童委員の連携強化】**

- 市民の暮らしを支えるため、まちなかにおける生活サービス機能を維持し、暮らし続けることができるまちづくりを推進します。**【13-1 コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり（再掲2-①）】**

- 市民協働による住民自治の検討を支援し、地区内の同じ目的で活動する団体の統合や連携の強化などによる再構築を図り、地域運営組織²⁰の設立を促進します。

【17-1 市民協働による住民自治の促進】

- 地域運営組織の活動の自由度を高めるため、活動の拠点となる公民館を、新たに（仮称）地域交流センター²¹へ移行し、機能を拡充します。**【17-1（仮称）地域交流センターの設置】**

- 住宅や空き家の所有者が、家の将来について考え、空き家の利活用や除却などを早期に決断し、行動に移せるよう支援するとともに、管理不全な空き家の適正管理や除却を促進します。

【18-2 空き家の適正管理と除却・利活用の促進】

- 誰もが豊かで安全・安心な消費生活を送れるよう、消費者教育の強化や相談体制の充実、相談しやすい環境を整備するなど、消費者の被害防止に取り組みます。

【18-3 消費者教育の強化と相談体制充実】

- オンライン申請の利用を増やすため、オンライン申請のメリットや申請方法を周知するとともに、オンライン行政手続の充実を図ります。**【23-1 オンライン行政手続の拡充と利用促進】**

- デジタルデバイド²²を解消するため、スマートフォンを使ったオンライン行政手続に関する講習会を開催し、ICTを学ぶ機会の充実を図るとともに、地域におけるデジタルデバイド対策に取り組む体制を整備します。**【23-1 デジタル技術に対する理解と利用の促進】**

²⁰ 地域運営組織：地域の暮らしを守るため、地域に住む人々が中心となってつくられた組織で、地域内のさまざまな関係者が参加して定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を継続して行う組織です。

²¹（仮称）地域交流センター：社会教育法に基づく公民館で行われてきた生涯学習活動を引き継ぎ、地域づくりや地域福祉など、より幅広い活動を行えるよう位置付けを拡充し、活動の自由度を高める施設です。

²² デジタルデバイド：情報通信技術（IT）、特にインターネットやデジタル機器を使える人と使えない人の間に生じる、経済的・社会的な格差のことです。

- アナログ規制²³の見直しを行い、行政手続や事務事業のデジタル化、デジタル技術の活用を推進します。【23-1 オンライン行政手続の拡充と利用促進】
- マイナポータルやコンビニ交付など、マイナンバーカードの活用方法を周知するとともに、マイナンバーカードを活用して、一人一人に合った行政サービスを市からお知らせするプッシュ型サービスの提供や行政から市民への通知のデジタル化を推進します。
【23-2 マイナンバーカードの利活用推進】
- マイナポータルで申請可能なワンストップサービスについて周知し、市民の利便性向上を推進します。【23-2 マイナンバーカードの利活用推進】
- 業務の効率化と市民の利便性向上を図るため、問い合わせの自動化や手続きのオンライン化など、最新のデジタル技術やAIの活用を推進します。【24-2 行政のデジタル化の推進】

<数値目標と施策の重要業績評価指標>

数値目標	基準値(R6年度)	目標値(R12年度)	説明
市民の生活満足度	6.1	6.1以上	市民が思う生活満足度(0~10の11段階)を測る指標で、平均値の現状の水準以上を目指します。
人口1,000人に対する出生数の割合	4.0%	4.6%	出生数の状況を測る指標で、割合の人口ビジョンに掲げる目標人口と同じ水準を目指します。

重要業績評価指標(KPI)	基準値(R6年度)	目標値(R12年度)	説明
まちなかに立地する生活サービス機能施設数	32施設	32施設	まちなかの暮らしを支える機能が維持されているかを測る指標で、立地している施設数の維持を目指します。
自主防災組織の活動割合	45.9%	48.5%	自主防災組織の活動の活性度を測る指標で、活動率の向上を目指します。
電子申請が可能な行政手続の割合	71%	100%	市役所まで行かずに申請することができる行政手続の充実状況を測る指標で、電子化率の上昇を目指します。

²³ アナログ規制:「目視による確認」や「書面提示」など、物理的な手段や対面行為を法的に要求する規制や慣行のことで、デジタル技術の導入や活用を阻害する要因の一つとされています。

基本目標 3 一人一人が輝き、つながりが広がる地域社会の形成

誰もがイキイキと暮らせ、学びや関わりを通じて輝き、地域とのつながりを育み、市内外との関係が広がる地域づくりを進めます。

<施策の基本的方向>

- ① 多様な立場を尊重し、誰もがイキイキと暮らせる地域
- ② 学びや地域との関わりを通じて、つながりが育つ地域
- ③ 人が往来し、関係が広がる地域

<具体的な施策>

※末尾の【】内は、第六次大野市総合計画後期基本計画の施策の柱の番号と主な取組

① 多様な立場を尊重し、誰もがイキイキと暮らせる地域

- (公社)大野市シルバー人材センターや関係団体と連携し、企業における高齢者や外国人、副業人材など、多様な人材の確保を支援します。【10-1 多様な人材確保への支援(再掲1-③)】
- 女性も男性も働きやすく働きがいのある職場環境の整備や男性の家事・育児・介護などへの積極的な参加が図られるよう、職場や家庭など、それぞれの立場や状況に合わせた啓発を推進します。【17-3 男女共同参画の推進】
- 男女共同や平等な社会の実現に向けて、女性活躍の推進や人権意識の醸成など多様性に関する講座を実施し、意識啓発を推進します。【17-3 男女共同参画の推進】
- 異文化の相互理解を促進するため、国際交流機会の拡大に向けて、市民団体が実施する国際交流事業を支援します。【17-3 国際交流の促進】
- 新たな視点や流行を取り入れ、ジャンルを問わない文化活動の創出を推進します。【19-1 新たな文化活動の創出】
- 文化振興を図るため、文化活動への支援を継続して行います。【19-1 文化活動への支援】
- 市の施策に若者や女性の意見を反映するため、各種審議会委員の若者や女性の割合を高めます。【21-2 若者や女性への市政参画啓発活動の推進】
- 姉妹都市、友好交流市などとの交流について、文化・スポーツ・産業など幅広い分野での交流を支援するとともに、市民交流事業に対する補助制度を広く周知し、多様な主体による地域間交流を促進します。【22-2 地域間交流の促進】

② 学びや地域との関わりを通じて、つながりが育つ地域

- こどもの自己実現と未来を創造する力を育むため、いろいろな体験や多様な人々との協働を重ねながら、探究的な学習を進めます。【2-1 未来を創造できる子どもたちの育成】

- 結・協議会²⁴や研修会などで教職員の思いや実践を共有し、幼・小・中・高における子どもや教職員の交流と連携を進めます。【2-1 幼・小・中・高の連携強化による18年をつなぐ教育の実現】
- 家庭や地域、学校、公民館、関係団体などとの連携を密にし、子どもたちの豊かな成長を支え、体験と学びの機会を提供します。【2-3 家庭・地域・関係団体等の連携による教育活動の推進】
- 地域の伝統行事の継承、保存を支援して、子どもたちが体験する機会の確保を図ります。
【2-3 地域の伝統行事の継承・保存支援】
- 18年をつなぐ教育が進められる中、未来のまちづくりを担う人材を育てられるよう、高校を含む学校と市民や団体、企業が連携した取組について検討します。
【22-1 大学・その他高等教育機関との連携の推進】

③ 人が往来し、関係が広がる地域

- 地域おこし協力隊として活動してきた隊員が、本市で定住できるよう支援します。
【20-1 地域おこし協力隊任期終了後の定住支援】
- 移住希望者にとって魅力的な移住候補地として認知されるよう、移住定住に訴求力のある強みを取りまとめ、WEB広告やSNSを活用するなどし、情報発信を強化します。
【20-1 移住に関する情報発信の充実】
- 特に子育て世帯や若年層の移住者が増えるよう、移住希望者や移住者への支援をIJUサポートチーム²⁵会議で行い、定住を促進します。【20-1 移住相談・定住促進へのサポート体制の構築】
- 住まいの選択肢を増やし定住につなげるため、主に優良な空き家の所有者に対して、空き家情報バンクへの登録を促し、空き家の利活用を促進します。【20-2 中古住宅の利活用の促進】
- 大学の専門性と学生の力を地域に生かせるよう、大学との連携を深め、フィールドワークやインターンシップなどを通じて、地域課題の解決と関係人口の創出を図ります。
【22-1 大学・その他高等教育機関との連携の推進】
- 持続可能なまちづくりに向けて、「ふるさと住民登録制度²⁶」といった新しい考え方や制度を、本市に合った形で取り入れることを検討します。【22-1 新たな協働・連携の検討】

²⁴ 結・協議会：18年間をつないで大野人を育成するために、保育園・こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校が教育実践、課題などを共有し、連続性のある教育活動を検討・展開することを目的とした組織です。

²⁵ IJUサポートチーム：大野市への移住を希望する人や移住した人をサポートするため、大野市役所内に設ける関係部署の職員と関係機関・団体による専門チームです。

²⁶ ふるさと住民登録制度：住所地以外の地域と継続的に関わる人を登録する仕組みです。

<数値目標と施策の重要業績評価指標>

数値目標	基準値(R6年度)	目標値(R12年度)	説明
移住世帯数	38世帯	40世帯	市の移住支援制度を利用した移住実績を測る指標で、世帯数の現状の水準維持を目指します。

重要業績評価指標(KPI)	基準値(R6年度)	目標値(R12年度)	説明
「学校が楽しい」と回答する児童生徒の割合(小学校)	91.1%	94.0%	学校に対する児童の感じ方を測る指標で、割合の増加を目指します。
「学校が楽しい」と回答する児童生徒の割合(中学校)	94.0%	94.0%	学校に対する生徒の感じ方を測る指標で、割合の現状の水準維持を目指します。
大学と連携した取組件数	6件	10件	地域課題の解決や関係人口の創出のために、大学と連携した取組の状況を測る指標で、取組件数の増加を目指します。
移住相談件数	157件	160件	本市への移住意向を測る指標で、件数の現状の水準維持を目指します。